

## 気をつけて!! アルバイト感覚で携帯電話の名義貸し —消費者も刑事責任を問われかねない—

今年4月に大学生が、携帯電話契約の名義貸しで逮捕されたという事件が、北海道新聞の報道（2014年4月21日）などでも大きく取り上げられました。北海道立消費生活センターにおいても、同様の手口の相談が毎年寄せられています。

携帯電話の名義を貸してしまった本人は、アルバイト感覚であったとしても、実際に被害にあった場合は、被害の回復は困難であり、また、他人の手に渡ってしまった携帯電話はさまざまな犯罪に利用される可能性があります。上記事件のとおり実際に犯罪に加担をしてしまった場合は、刑事責任も負うこととなります。

ここでは、学生や未来ある若者が、今後、被害者から加害者にならないため、このような契約は絶対にしないよう、携帯電話の名義貸しや銀行口座を貸してしまった事例をとおして消費者に注意を呼びかけることとしました。

### 【相談事例1】

半年前、高校時代の同級生に、「いいアルバイトがある」と誘われ、男性を紹介された。一緒に携帯ショップに出かけて携帯電話4台を自分名義で契約して、男性に契約書と携帯電話機を渡し、謝礼金4万円を受け取った。「電話会社から請求書が届いても無視してかまわない」と説明を受け、指示に従った。

最近、携帯電話会社の弁護士から40万円程の督促状が届いた。同級生には、男性に連絡してほしいと伝えたが、連絡が取れないと言われた。請求に応じなければならないか。（契約当事者：20代男性）

### 【問題点】

・携帯電話料金の支払いについては、携帯電話会社の約款により、支払い義務は名義人が負うことになっています。相手方から、「アルバイト先が料金は支払う」などと言われていても、契約者が料金を請求されることになり、自分は利用していない等の理由で支払を拒絶することは困難です。

・『携帯音声通信業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）』第20条では、「業として有償で通話可能な端末設備等を譲渡した場合、2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれを併科する」とされています。携帯電話を他人に渡し、アルバイトとして報酬を得ることは、同法に抵触し、消費者も刑事責任を問われる可能性があります。

### 【相談事例2】

・「ヤミ金を利用するにあたり、業者から口座に入金するので通帳が必要だと言われ、通帳やキャッシュカードを送ったところ、通帳は返送されたが、記帳すると激しいお金のやり取りがあったことが分かり、何か恐ろしいことに巻き込まれたと思い警察に相談し経緯を詳しく話すと、法律違反と言われ、罰金を取られた」（情報提供受付分）

### 【問題点】

・『犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）』第27条では、「他人になりすまして預貯金サービスの提供を受けた場合や、第三者に使わせることを目的として通帳やキャッシュカード等

受け取った場合、当該目的があることを知っていて通帳等を渡した場合は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはこれを併科する。業として行った場合は、3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金、またはこれを併科する」とされています。銀行口座を作り通帳等を渡し、アルバイトとして報酬を得た場合は、さらに刑が重くなると考えられます。

## 【消費者へのアドバイス】

### ■自己名義の携帯電話は他人に絶対渡さない！

・料金は自分で払う必要があります。

通話料等の料金は名義人である消費者に対して請求されます。実際に使った人が支払うなどと説明されていたとしても、実際に使った第三者が料金をきちんと支払うことはまずありえません。

・解約するにもお金がかかります。

契約時に複数年契約を継続することで割引になる料金プランを設定していた場合、解約の際には、解約料を支払う必要があります。携帯電話を割賦販売で購入した場合も、解約の際には割賦代金を一括で支払う必要があります。

・放置すると携帯電話が使えなくなります。

消費者が料金を支払わず、解約もせずに放置してしまうと、携帯電話は携帯電話会社によって強制的に解約され、利用できなくなります。さらに、もともと申し出た本人の使っている携帯電話が使えなくなり、今後、新たな契約ができなくなることがあります。

### ■自己名義の携帯電話や通帳を他人に渡してしまったら・・・

・すぐに携帯電話会社や銀行に連絡して利用停止や解約の手続きを取ります。

・犯罪に利用される可能性もあることから、警察へ申し出ます。

ただし、「詐欺と思うので業者を摘発してほしい」と警察に申し出た場合、自分が刑事責任を問われる可能性があります。

・法律相談窓口を利用します。

「被害者」であるはずの消費者が、法律に抵触し「加害者」として刑事責任を問われる可能性があると思われる場合は、まずは法律相談窓口へ相談し法的な見解を求めましょう。

携帯電話の名義貸しの同様手口について、独立行政法人国民生活センターから注意喚起されています。独立行政法人国民生活センター「アルバイトを口実に携帯電話を契約させられ、高額な料金請求ー消費者も刑事責任を問われかねないー」[http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080918\\_3.pdf](http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20080918_3.pdf)

困ったときはすぐ相談！ **北海道立消費生活センター**

相談専用電話 9:00~16:30 **050-7505-0999**

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

または市町村の消費生活相談窓口へ